

皮膚科診療所の開業をお考えの医師の皆様へ

最大2,500万円を助成します

募集件数
1件

石狩市では、市内に皮膚科を有する診療所を開業しようとする開業医（医師または医療法人等）の方に、開設にかかる費用の一部を助成します。

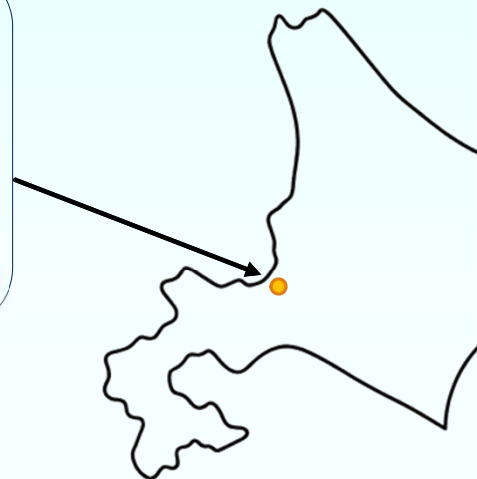
石狩市は

石狩市は、札幌市の北側に隣接し、東西は28.88キロ、南北は67.04キロの縦長の地形です。

石狩市役所を起点として、地下鉄麻生駅まで9.5キロ、JR手稲駅まで8.7キロ、どちらも車で約20分の距離にあります。

令和7年12月31日時点

人口 **56,844人** / 世帯数 **28,793世帯**



助成要件

次の全てに該当する医師又は医療法人等

- (1) 市内に皮膚科を有する診療所等を開業すること
- (2) 皮膚科の診療を継続して10年以上実施する見込みがあること
- (3) 市税を滞納していないこと

助成金の種類等

種類	内容	助成金の額	上限額	期間
土地・建物等取得費助成金	土地及び建物等の取得に要する費用	取得価格の50/100	2,500万円	10年間(分割)
賃借料助成金	土地及び建物等の賃借に要する費用	月額賃借料の50/100		
改修費助成金	取得し、又は賃借した土地及び建物等の改修工事に要する費用 (既に開設している診療所等に新たに皮膚科を開業する場合にあっては、当該診療所等の建物)	改修費用の50/100		

※土地及び建物等：診療所等を設置するための土地、建物及び償却資産その他診療のために必要な機器等（備品及び器具を含む。）

■ 申請・問い合わせ 〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目41番地1 りんくる内
石狩市健康推進部健康推進課
電話：0133-72-6124 / メール：kenkous@city.ishikari.hokkaido.jp



申請書類など、詳しくは市ホームページをご確認ください⇒

市ホームページ